

飯能市防犯カメラ購入費補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第119号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成を図るため、防犯カメラを設置した自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 地域の防犯を目的として公共の場所（道路、公園その他の不特定多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。）を撮影対象として、特定の場所に常設する画像記録装置を有する映像機器をいう。
- (2) 自治会 飯能市自治会事務委託及び委託金交付要綱（昭和51年告示第82号）第3条第1項の規定により届出をした自治会をいう。

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、自治会とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、防犯カメラの購入及び設置に係る事業とし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 防犯カメラを設置することについて、自治会の総会、役員会等における議決により自治会の合意を得ていること。
- (2) 市長が別に定める指針に基づき、防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定していること。
- (3) 防犯カメラの購入及び設置は、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了できるものであること。

(4) 防犯カメラ設置場所の所有者の承諾（当該設置場所が道路等の公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者の許可）を得ること。

(5) 補助事業について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、管理者がいる施設等の管理を目的とする防犯カメラの購入及び設置に係る事業は、補助事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る防犯カメラの購入費用とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 一の自治会に対するこの要綱に基づく補助金の交付は、1年度につき1回を限度とする。

（申請書等の様式）

第7条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類の写し

(2) 防犯カメラ等の設置予定図

(3) 防犯カメラの設置について自治会の合意を得ていることを証する書類

(4) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の承諾を得ていることを証する書類

(5) 防犯カメラの設置及び運用に関する規程

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定通知書等の様式等）

第8条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする自治会は、前項の交付決定通知書を受けた後に補助事業に着手するものとする。

（変更承認申請等）

第9条 補助金の交付決定を受けた自治会（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、飯能市防犯カメラ購入費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を飯能市防犯カメラ購入費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (2) 防犯カメラ等の配置図
- (3) 防犯カメラ等の設置後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日のいずれか早い日までに提出するものとする。

（確定通知書の様式）

第11条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受領した日から10日以内に飯能市防犯カメラ購入費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管して

おこななければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年を経過する日までは、当該補助事業に係る防犯カメラについて、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。